

| | | | |
|----------|---|--------------|---|
| 受付 番号 | 6 | 受付 月 日 | 8月16日 午前・ 午後 2時15分 |
|----------|---|--------------|---|

東郷町議会議長 箕 浦 克 巳 殿

東郷町議会議員

議席番号 5 番 氏名 加 藤 達 雄 ㊟

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・~~一括質問方式~~）したいので通告します。

記

No. 3-1

| 質問事項 | 質 問 要 旨 | 答 弁 者 |
|-----------------------------|---|------------|
| 1 愛知池東側 産廃処理施設 火災について | <p>(1) (株)セージツについて</p> <p>① 同社施設が、当地諸輪百々で操業開始したのは、県より産業廃棄物処分業許可証が発行された、2011年1月からなのか、又その後事業は拡張されて来たのか。</p> <p>② 同施設は、(株)セージツが「さくらパーク東郷」と呼称するほど素晴らしい環境であるが創業以来、違法行為・ボヤ等は無かったかのか。</p> <p>③ 前述の許可証による事業内容は、産業廃棄物、18品目全ての収集運搬・中間処理となっている。品目ごとの業務内容の確認はやられていて、最終埋め立ては、当地では出来ない事でしょうか。</p> <p>(2) 事業者の責務について</p> <p>① 「廃掃法」に、事業者は廃棄物の減量その他、適正な処理の確保に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないとあるが、同社の対応に問題はなかったか。</p> <p>② 同施設内の廃プラ産廃物の保管量上限値は県許可証に、247.58 m³と（有効期限H28/1）規定されている。廃掃法には日産処理量の2週間分とされている。しかし新聞報道で、廃プラ約4,000 m³が燃えたとされる。各々数値の精査は必要であるが、事業で一番重要なコンプライアンスの欠如が招いた事故と断じるが見解はどのように思われるか。</p> | 町長 担当部長 |

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

| 質問事項 | 質問要旨 | 答弁者 |
|------|--|------------|
| | <p>② 構築中の「地域包括ケアシステム」は、2025年の問題をクリアするという明確な目標がありますが、構築過程において「5つの構成要素」の中で「日常生活支援」に課題があると思います。行政はどの様に分析されているか伺います。</p> <p>③ 地域共生社会のシステム構築の推進により、これまで高齢者を中心として進めてきた「地域包括ケアシステム」が確立できていない中で、この大構想に没頭してしまわないかと懸念するが、お考えを伺います。</p> <p>(2) 地域共生社会構築における事前の作業</p> <p>① 総合事業において、地域で支え合う体制づくりを、いわゆるB型と呼んでいるが、住民主体の支援が広がらない課題に対し、これをどう捉え改善策は有るのか伺います。</p> <p>② 「地域福祉計画」の策定業務の委託にあたり、公募型プロポーザルをやられたようですが、概要について説明下さい。</p> <p>③ 「地域福祉計画」の目的、意義と一番留意するポイントについてお考えを伺います。</p> <p>(3) 社会福祉協議会の重要な位置付け</p> <p>① 現在「社協」発行の第4次「地域福祉活動計画」が運用されていますが、このシステム展開において「社協」は主体的で重要な役割が期待されます。 先進事例によると「地域福祉計画」は行政計画、「地域福祉活動計画」は民間計画と捉えられていますが、本町の考え方について伺います。</p> | 町長 担当部長 |

(注) 要旨は、具体的に記載すること。